

人口減少を抑制するため、若年層が市内に転入・居住し、市内企業等を選んで就職する、こうした動きに対して独自に支援する仕組みが必要です。また、近年、大学生等の約半数が奨学金を受給していると言われており、将来的に結婚や出産に躊躇する一因ともされています。

若者の経済的困難を支援することにより、本市への移住・定住を促進し、本市人口の社会増（社会減の抑止）を目指すこと、稲沢市中小企業振興基本条例制定を契機に市内中小企業等における人材確保につなげることを目的とする市独自の制度として、本市に住んで働く若者が奨学金を返還する際の支援を行います。

1 補助金額

補助対象期間内の毎年4月から翌年3月までの期間の奨学金の返還額の1/2を最大3年間（36か月）補助

※当該期間中に返済した月数に1万円を乗じた額を上限とする（最大12万円、千円未満切り捨て）

2 対象者

次の条件をすべて満たす者

- ・稲沢市内の中小企業等に令和6年4月1日以降に正規雇用で就職した（出向又は派遣、公務員、独立行政法人職員等は除く）
- ・稲沢市に住所を有する
- ・就職日現在で満35歳未満である
- ・大学等を在学中に奨学金（日本学生支援機構の第1種奨学金・第2種奨学金）の貸与を受け、滞納なく返還を行っている

3 制度実施期間

令和6年度～令和8年度申請分まで（予定）

4 スケジュール

令和5年度12月議会にて補正予算（債務負担行為）の議決 → 広報いなざわ3月号ほか

※債務負担行為 令和6年度 200万円



令和6年4月1日以降に就職・転職し、令和6年4月時点で3要件（4月1日以降就職・移住定住・奨学金返還）のすべてが整っていた場合、4月1日を基準日とし、交付基準日から起算して3か月以内に補助対象者の事前登録申請



年度末までに交付申請 → 支払は年度ごとに実施